

＜1. 計画の目的＞ >計画書P1

市道バリアフリー推進計画は、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい歩道となるよう、バリアフリーに配慮した整備の推進を目的としている。

＜2. 本市における経緯・現状＞ >計画書P1

- ・平成18年1月 市道バリアフリー推進計画（第1期計画）策定（H18～H27）
- ・平成28年3月 第2期市道バリアフリー推進計画策定（H28～R3）

市道のバリアフリー推進については、第1期計画で公共公益施設等から徒歩圏内（300m）にある市道の段差解消等を、第2期計画では人口減少等に対応した「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を踏まえ、中心市街地、副都心、地域生活拠点、集落核、団地核において、公共公益施設から徒歩圏内（500m）に拡大し、市道の段差解消等を行ってきている。

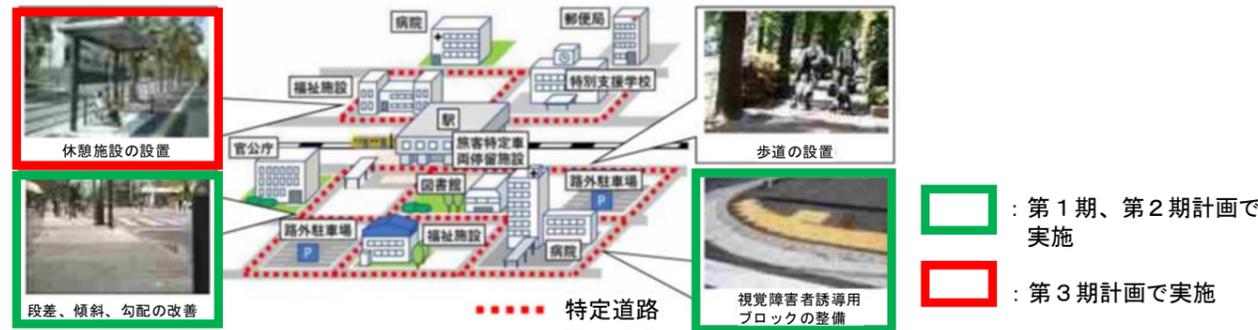
【参考】市道みずほ通線における整備



＜3. 社会情勢等の変化＞ >計画書P1

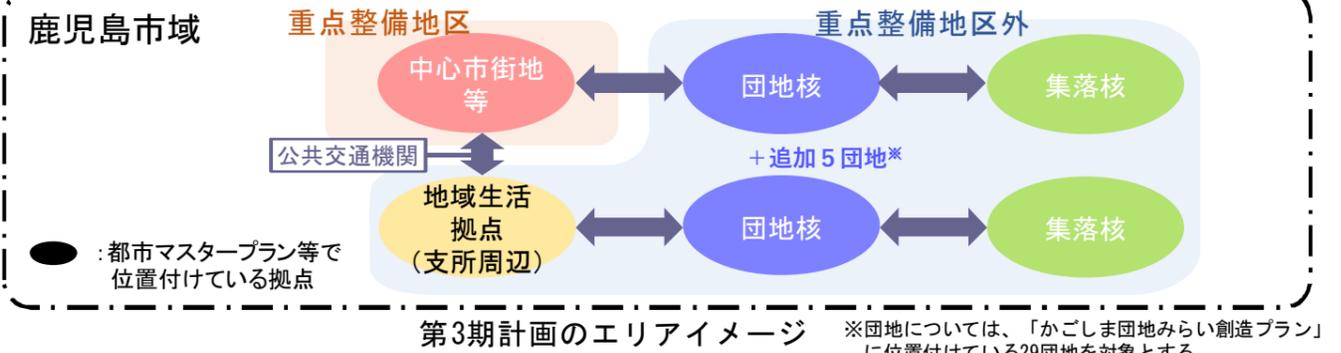
国においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、法改正を実施するなどバリアフリーの推進に取り組んできた。本市では令和5年のかごしま国体ならびにかごしま大会の開催など、引き続き、人にやさしいまちづくりが求められる。これまで本市では第1期計画・第2期計画において段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備を実施し成果を上げてきており、次の段階として休憩施設の設置に取り組む必要がある。

ユニバーサルデザイン化の推進（国土交通省）



＜4. 基本方針＞ >計画書P3

- 「第六次鹿児島市総合計画」や「第二次かごしま都市マスタープラン」において、バリアフリー化の推進を掲げており、「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」や国の動向を踏まえつつ、引き続き、市道のバリアフリー化に積極的に取り組む。
- 「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区内においては、人通りの多い特定道路の移動経路上へ休憩施設を設置するなど、すべての利用者が移動しやすい道路を構築し、利便性ならびに回遊性の向上を図る。
- 同重点整備地区外においては、引き続き、コンパクトなまちづくりを推進するため、「第二次かごしま都市マスタープラン」に位置付けている各拠点において、休憩施設の設置を行うなど、市道のバリアフリー推進に取り組む。



＜5. 計画期間＞ >計画書P3

令和5年度～13年度の9年間（※第六次鹿児島市総合計画基本構想の計画終期）

＜6. 整備路線＞ >計画書P4～5

重点整備地区内の特定道路においてベンチの設置を行う。また、重点整備地区外では、コンパクトなまちづくりの観点から地域生活拠点や団地核、集落核などの公共公益施設や生活利便施設を結ぶ経路においてベンチの設置を進める。

＜7. 整備時の基本的事項＞ >計画書P6～8

- ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン（R4.6国土交通省）を踏まえ、ベンチの設置間隔は200mを基本とする。
- ・ベンチは道路の両側の歩道に設置。
- ・設置箇所付近のバス停にベンチが無い場合は近傍に設置して併用できるよう配慮。
- ・沿道等にベンチが設置されている場合には併用できるものと考え、新たなベンチは設置しない。
- ・ベンチの仕様・デザインは、「背もたれ付き3人掛けベンチ（固定式、再生木材、肘掛あり）」を標準とし、設置箇所の状況や地元住民の意向等を踏まえ、必要に応じて個別検討を行い決定する。



＜8. 配慮事項＞ >計画書P9～11

- ・歩道の有効幅員2.0mや自転車の通行空間など法令等で定める幅員を確保する。
- ・中高木横の木陰や歩道橋下などの道路空間を優先的に活用する。
- ・戸建住宅前などのプライバシーへの配慮が必要な場所、娯楽施設や遊戯施設前、ごみ置場付近、側溝などの構造物上、地下埋設物などにより設置困難な箇所には設置しない。
- ・木陰等が無く上屋設置スペースがある場合は上屋の検討を行う。
- ・安全性確保のため、蛍光シールや歩道内の自転車通行位置の横断部にはカラー舗装等の注意喚起を行う。また、必要な有効幅員を確保できない箇所では県警協議の上安全対策を適宜実施する。

＜9. 計画の推進＞ >計画書P13

- ・PDCAサイクルを踏まえ、優良財源の確保に努めながら、進行管理や課題に対して検討や改善を図っていく。